

事務連絡
令和3年3月9日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局労働基準部
健康安全課長

電離放射線健康診断結果報告書様式の改正について

平素は労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第82号。）が令和3年4月1日に施行され、電離放射線健康診断結果報告書が別添の様式（新様式）に改正されます。

つきましては、電離放射線健康診断結果報告書の提出に関する下記事項についてご了解いただきますようお願いいたします。

記

1 新様式のダウンロード

電離放射線健康診断結果報告書の新様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18-07-download.html>

2 令和3年4月1日以降は新様式で提出ください

令和3年4月1日（木）以降に電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する場合は、電離放射線健康診断実施日が令和3年3月31日以前であっても、新様式を使用していただく必要があります。

3 令和3年3月26日から同年4月2日まで電子申請を停止します

令和3年3月26日（金）から同年4月2日（金）まで、電離放射線健康診断結果報告書のe-Gov電子申請を停止しますので、現行の様式により電子申請する場合は、同年3月25日（木）までに申請してください。

令和3年3月26日以降に現行の様式で提出する場合は、同年3月31日（水）までに郵送等により提出してください。